

スウエーデン競争法

〔一九九三年一月一四日公布〕

池 野 千 白

第一章 総則

第1条 本法の目的は、商品、役務およびその他の製品の製造および取引の分野における有効な競争の障害を排除および抑制することにある。

第2条 本法は、賃金およびその他の雇傭条件に関する雇用者と被用者との間の合意に対しては適用されない。

第3条 本法の目的のため、事業者とは、経済的または商業的性質を有する活動に携わる自然人または法人をいう。この活動は、公的権力の行使をその内容とする場合はこの定義の範囲に含まれない。

事業者という用語は、事業者団体をも含む。

合意に関する本法の規定は、次の各号にも適用される。

一 事業者団体の決定

二 事業者による同調的慣行

第4条 本法の目的のため、企業買収とは、わが国において設立された企業の買収をいう。この定義は個々の事業活動の買収および合併をも含む。

企業または事業活動の支配権全部が譲渡されない企業買収も、本法の意味における企業買収とみなされる。但

し、買主がその買収によって企業または事業活動に対して決定的な影響を与えることが可能な場合に限られる。

第5条 本法の規定および欧州経済領域（E E A）法（一九九二年一三二七）の競争規則の両者が個々の事件で適用可能である場合には、本法に基づく決定は、当該規定と調和しうるものでなければならない。

本法は、欧州石炭鉄鋼共同法（一九七二年七六一）の価格決定については適用されない。

第二章 競争制限行為の禁止・事業者間の反競争的共同行為

第6条 事業者間の合意は、第八条または一五条、あるいは、第一三条または一七条に基づく決定を侵害しない場合でも、スウェーデン市場の競争をかなりの程度で妨害、制限または歪曲する目的または効果を有する場合には、禁止される。

本条は、特に、以下の各号の合意に適用される。

- 一 購入または販売価格その他の取引条件を直接的または間接的に拘束する合意
- 二 製造、市場、技術、開発または発明を制限ないし統制する協定
- 三 供給市場または供給資源を割り当てる協定
- 四 他の取引相手との同一の契約に対して異なった条件を付け、それによって、競争上不利益にする協定

五 契約の締結に際し、その契約債務の性質や商慣習にしたがってもその契約の目的とは全く関係のない他の当事者による供給義務の受諾を求める協定

第7条 前条の下で禁止される合意をその内容とするいかなる協定または条項もその効力を否定されなければならない。

第三章 適用除外の決定

第8条 スウェーデン競争庁は、個々の事件において、以下の協定の場合は、第六条で規定される禁止の適用除外を許しうる。

- 一 その協定が、商品の製造ないし供給の促進、あるいは、技術的ないし経済的進歩の促進に貢献する場合
 - 二 その協定の正当な分け前が消費者に認められる協定
 - 三 その協定が、第一号に関する目的の達成と無関係ではない制限的行為の関係事業者のみを拘束する場合
 - 四 その協定が、当該生産の実質的割合の観点から、競争を除去する可能性をその事業者に与えない場合
- 第9条 事業者が第八条の適用除外の獲得を望む場合には、事業者はスウェーデン競争庁にその協定を届け出なければならない。

スウェーデン競争庁は、事業者がこの届出書を提出するまでは、適用除外に関する決定を行ってはならない。

第10条 第八条の適用除外に関する決定は、適用除外がいつから有効となるのかの期日を特定しなければならない。

その決定は特定の期間について発せられなければならない。また、その決定には、条件や義務を付随させることができる。

第11条 第八条の適用除外に関する決定は、そこで発表された要件が継続的に充足する場合には、再決定することができる。

第四章 適用除外決定の取消または修正

第12条 スウェーデン競争庁は、以下の場合には、適用除外決定の取消または修正を行うことができる。

- 一 決定を行うに当たっての基礎的事実に変更が生じた場合
- 二 当事者が決定に付随した義務に違反した場合
- 三 決定が正確なまたは誤解を生じやすい情報に基づいている場合

四 決定の適用を受ける当事者が適用除外を濫用する場合

第二ないし四号の場合では、その決定は、遡及効をもって取り消すことができる。

第五章 特定期間のない適用除外の認可

第13条 スウェーデン競争庁が第九条に従って提出された届出書に関する決定をその届出書の受領日から三カ月内に行わない場合には、第六条に定められた禁止の適用除外は、当該協定の締結の日より五年間の期間その届出書通り許可されたとみなされる。

前項は、スウェーデン競争庁が三カ月以内にその協定に反対した場合には適用されない。

第14条 スウェーデン競争庁は、当該協定が第八条と一致しない効果を有する場合には、第一三条の下で許可された適用除外を取り消すことができる。

第六章 ストックホルム裁判所による適用除外の許可

第15条 第二三条の下で課される義務の審査において、当事者の申立により、ストックホルム裁判所は、第六条の禁止する協定ではあるが、第八条の適用除外の要件を充足する協定であるという点で、第八条に基づく適用除外を許可することができる。この場合には、第一〇条を適用できる。

第16条 スウェーデン競争庁は、第一五条に基づく決定を更新、取消または修正することができる。この場合には、第一条および第一二条を適用できる。

第七章 一括適用除外

第17条 第六条に含まれる禁止の適用除外は、第八条で明示された条件を満足する協定の部門に適用される（一括適用除外）。

前項に当てはまる協定部門は、政府または政府によって権限を与えられた機関による実施規定において明示されなければならない。

一括適用除外に適合である協定は、適用除外を獲得するために、第九条に従った届出を行う必要はない。しかしながら、このような協定も届出ることができる。

第18条 スウェーデン競争庁は、当該協定が第八条と一致しない場合には、一括適用除外の利益を撤回することができる。

第八章 支配的地位の濫用

第19条 一つ以上の事業者によるスウェーデン市場における支配的地位のいかなる濫用も禁止される。

- このような濫用は、特に、以下の内容として行われる。
- 一 不公正な販売・購入価格その他の不公正な取引条件を直接または間接に強制すること
 - 二 生産、市場または技術的發展を制限して顧客の利益を侵害すること
 - 三 他の取引相手との同等な契約に対して同様でない

条件を当てることにより、その取引相手を競争上不利に扱うこと

四 契約債務の性質や商慣習にしたがってもその契約の目的とは全く関係のない他の当事者による供給義務の受諾を求める契約を締結すること

第九章 ネガティブ・クリアランス

第20条 事業者による適用に関して、スウェーデン競争庁は、以下の証明を行うことができる。すなわち、事業者の提供した情報または競争庁の有する事実を基礎として、ある協定または慣行が第六条または第九条に定められる禁止の対象とならないということ、および、それゆえ、本法に基づきいかなる訴訟行為を競争庁が行う理由が存在しないということを、証明できる（ネガティブ・クリアランス）。

こうした決定の後には、スウェーデン競争庁は、第二三条の義務を課し、あるいは、第二六条の義務を課することはできず、第二六条の反競争的課徴金の支払を求める訴訟を提起することもできない。

第21条 スウェーデン競争庁は、以下の場合には、第二〇条の決定を取り消すことができる。

- 一 決定の基礎となった何らかの事実に変更が生じた場合

二 決定が不正確または誤解を招く情報に基づいてい
る場合

三 市場裁判所がその判決を変更し、その結果、当該
協定または慣行が第六条または第九条での禁止の対
象の範囲に明らかになった場合

第一〇章 スウェーデン競争庁の執行規則

第22条 第九条に基づく協定の届出書の受領、または、第二〇
条のクリアランスを求める申立書の受領に際して、スウェー
デン競争庁は、申請者以外の協定のいかなる当事者に対
しても、その届出書または申立書に関する聴取の機会を
与えなければならない。

第一章 禁止される競争制限行為に対する訴訟

第23条 スウェーデン競争庁は、第六条および第十九条が禁止
するいかなる違反行為に対しても、それを止むことを事
業者に対して要求することができる。

スウェーデン競争庁が個々の事件においてこのような
義務を課すべきでないと判断した場合でも、ストックホルム
裁判所は、当該違反行為によって影響を被る事業者
の提訴により、義務を課す判決を下すことができる。

第24条 第二三条に基づいて課される義務は、他に異なる規定
がない限り、直ちに発効する。

第25条 特別な理由が存在する場合には、第二三条の義務は、
終局判決が下されるまでの期間だけ課することができる。

ストックホルム裁判所は、法的手続の開始後でなければ
このような義務を課することはできない。

第二章 反競争行為課徴金

第26条 スtockホルム裁判所は、スウェーデン競争庁の請求
に基づき、事業者またはその代理人が、故意または不注
意で以下の行為を行った場合には、特別課徴金（反競争
行為課徴金）の支払を命ずることができる。

- 一 第六条および第十九条の禁止行為違反
- 二 第一〇条第二項に基づいて課された何らかの条件
に対する違反

課徴金は政府に対して支払われる。

第27条 課徴金は、五〇〇〇クローネ以上五〇〇万クローネ以
下、あるいは、その事業者の前事業年度の年間売上高の
一〇％以下の高い方の額で決定される。

課徴金に関する訴訟が複数の事業者に対して提起され
た場合には、課徴金は個別的に決定される。

第28条 課徴金の額の決定に当たっては、特に、違反の重大さ
および持続期間が考慮されなければならない。

重要でない事件においては、課徴金は課されない。

第29条 第二六条第一項第一号に対して規定された反競争行為

課徴金は、以下の期間に訴訟が提起された場合には課されない。

一 第九条の届出書または第二〇条の申立書がスウェーデン競争庁によって受理された後、および、届出書または申立書に関する決定が下される以前。但し、その訴訟が届出書または申立書で述べられた活動の制限内になければならない。

二 ネガティブ・クリアランスにおいて明示された期間中。但し、クリアランスが第二一条第二号に基づいて取消されてはならない。

但し、本条第一号は、スウェーデン競争庁が届出書または申立書の受領後一カ月以内に、第六条が適用され、第八条の適用は正当ではないという意見を宣言したときは、適用できない。このような決定は、適用除外が許可されるべきではないこと、あるいは、ネガティブ・クリアランスが発行されるべきではないことが明白な場合にのみ、発せられる。

第30条 反競争行為課徴金は、出頭命令が違反行為の終了から五年内に当事者に発せられた場合のみ課され得る。

この課徴金は、本法の規定に従って罰金が与えられてきたこれまでの判決と一致する算定基準で課されてはならない。

第31条 反競争行為課徴金は、それが課された場合でも、当該

判決が法的効力を有する五年内に執行されなければ、失効する。

第32条 反競争行為課徴金の支払を確実にするため、ストックホルム裁判所は、スウェーデン競争庁の求めによって、差押命令を発することができる。債務についての差押に関する裁判手続法第一五章の規定は、適切である限り適用することができる。

第一三章 損害賠償

第33条 直接ないし間接に第六条および第十九条の定める禁止行為のいずれかに違反した当事者は、それを原因として他の事業者または契約の相手方に損害を与えた場合には、その損害を賠償しなければならない。

この損害賠償請求権は、その損害発生時から五年内に訴訟を提起しなければ消滅する。
ストックホルム裁判所は、常に、本条に基づく損害賠償に関する事件を審査する管轄権を有する。

第一四章 企業買収

第34条 ストックホルム裁判所は、スウェーデン競争庁の求めにより、第三七条の強制的届出の対象となる企業買収を禁止することができる。

企業買収は、以下の場合に禁止される。

一 スウェーデン市場の全体または重要な一部の有効な競争の存在または発展をかなりの程度妨げ、あるいは、妨げる虞れのある支配的地位を創設ないし強化する場合

二 公共の利益を害する方法で行われる場合

スウェーデン証券取引または外国証券取引および公的市場または公的機関や強制競争の入札によって規律されている市場に影響を与える企業買収は、禁止される。当該事業者に対しては、取得した資産の処分が命ぜられる。当

第35条 企業買収の禁止決定の結果、当該企業買収は、無効となる。

第36条 こうした方法が企業買収のマイナス効果の解消に十分である場合には、買主は、第三四条に基づく状態にするのではなく、以下のようにすることができ

一 企業または事業活動の全体ないし一部を処分すること

二 競争に対して好ましい影響を与えるような他の方法を採用すること

第37条 企業買収は、参加企業の前事業年度の総取引高が四〇億クローネを超える場合には、企業買収契約の当事者は、スウェーデン競争庁に対し、届出なければならぬ。

買主が共同支配または他の方法で結合したいくつかの事業者のグループに属する場合には、そのグループ全体

の総取引高が買主の年間総取引高とみなされる。

第38条 スウェーデン競争庁は、第三七条の下で届出られた企業買収の特別調査を行う決定を下すことができる。

この決定は、スウェーデン競争庁への届出書が受理された日から遅くとも三〇日以内に発せられなければならない。この期間内は、企業買収契約の当事者は、合併に着手するためのいかなる行為もしてはならない。

第39条 訴訟は、第三八条に基づく特別調査の決定以後初めて、第三四条または第三六条に基づいて、ストックホルム裁判所に対して行うことができる。

訴訟は、決定の三カ月内に提起されなければならない。第三四条三項に規定された方法で影響を与える合併の場合にはストックホルム裁判所は、スウェーデン競争庁の求めにより、合併契約の当事者の合意を条件に、買主と合意をすることができる。

第40条 スウェーデン競争庁が企業買収へ干渉しないことを決定した場合は、第三九条一項に関する訴訟は、提起できない。

但し、これは、その決定が企業買収契約のいずれかの当事者が提出した正しくない情報の影響を受けた場合には、妥当しない。

第41条 この方法が、企業買収の当事者にもたらされる不便よりも重要視される公共の利益によって正当化される場合

には、ストックホルム裁判所は、スウェーデン競争庁の求めにより、その事業者に対し、罰金を課すとともに、第三四条または第三六条が対象とする問題に関する最終決定がなされるまで、企業買収への着手を禁ずることができる。

この請求は、企業買収契約の当事者が、あるいは、第三四条三号出規定される方法で行われる場合には買主が聴取の機会を持つまで、行うことができない。但し、この方法は、緊急の場合には、新しい決定がなされるまでの間は許可される得る。

第42条 第三四条または三六条に関する禁止または義務は、ストックホルム裁判所への訴訟提起後六カ月を過ぎると課すことはできない。この期間的制限は、企業買収契約当事者の合意、あるいは、第三四条三項に規定された方法で影響を与える企業買収の場合は買主の合意を条件として、特別な理由がある場合には、延長することができる。但し、禁止または義務は、企業買収契約締結後二年を超えて課すことはできない。

ストックホルム裁判所の決定に対して抗告がなされた場合には、市場裁判所は、抗告期間の満了の三カ月以内に、決定を下さなければならぬ。期間的制限の延長に関する前項の規定もまた、市場裁判所が事件を審理する場合に適用される。

第43条

第三四条または第三六条に基づく禁止または義務が課された場合でも、その必要性や適切性の理由がもはや存在しなくなったり、禁止または義務の取消または修正を正当とする場合には、再審査することができる。

ストックホルム裁判所または市場裁判所による企業買収に関するいかなる行為も行うべきではないという決定は、その決定をなす基礎とされた事柄について正しくない情報を企業買収契約の当事者が与えた場合にのみ再審査することができる。

第44条

第四三条の再審査のための申立は、スウェーデン競争庁または決定によって影響をうける当事者がストックホルム裁判所に対して行わなければならない。

第四三條二項の再審査のための申立は、その事件に関する最終決定が行なわれた一年以内でなければ、提起することはできない。

第一章 情報提供義務・捜査

第45条

本法の目的遂行上必要とされる場合には、スウェーデン競争庁は以下の請求を行うことができる。

- 一 事業者その他の当事者が一定の情報、書類その他の資料の提供をすること
- 二 適切な情報を提供しうる地位にあると思われる者が競争庁によって決定された日時場所での尋問へ出

頭すること

三 経済的または商業的活動に関係する地方自治体または地方議会がこれらの活動の収支について説明すること

第46条 第四五条に関する決定は、他の規定がない限り、直ちに発効する。

第一六章 違反行為の捜査

第47条 スウェーデン競争庁による申立につき、ストックホルム裁判所は、以下の場合において、競争庁が創設される企業が第六条および第十九条に定められた禁止に違反していないかどうかの捜査を行うことができるという決定をすることができる。

一 違反行為がなされたと信ずるに足る理由が存在する場合

二 当該事業者が、第四五条一号に基づいて課された義務に従わないか、あるいは、証拠の不提出または改竄の虞れがある場合

三 提起された訴訟の重要さがそれによって影響に与ける当事者への干渉による不利益よりも十分に重大である場合

捜査の申立は、書面で行われなければならない。

第48条 第四七条に基づく決定はまた、捜査をうけるべき事業

者以外の当事者に関してもなすことができる。この決定は、以下の場合のみ行うことができる。

一 第四七条第一項第一号および第三号の定める条件を満足する場合

二 申立に関する当事者が証拠を有しているという強い疑いが存在する場合

三 当該当事者が第四五条第一号に基づいて課された義務に従わないか、あるいは、証拠の不提出または改竄の虞れがある場合

第49条 緊急の場合は、第四七条または第四八条に基づく決定は、当該当事者に聴聞の機会が与えられることなく、発せられる。

第50条 第四七条または第四八条に基づく決定は、以下を特定してなされなければならない。

一 捜査の対象および目的

二 捜査開始の期日

三 第五一条のスウェーデン競争庁の権限

この決定は、他の規定がない限り、直ちに発効する。

第51条 第四七条または第四八条に基づいて決定された捜査の遂行において、スウェーデン競争庁は、以下の権限を与えられる。

一 帳簿その他の商業記録の調査

二 帳簿その他の商業記録の謄写または抜粋

三 現場での口頭説明での尋問

四 建物、土地、運送手段その他の場所への立入

捜査の開始に先立って、捜査権限を与える決定書が捜査の行われるべき建造物を有する当事者に提示されなければならぬ。

第52条

第四七条または第四八条に基づいて決定された捜査が行われ得る場合には、捜査の対象とされる建造物の当事者は、法定代理人を召喚する権利を有する。

この法定代理人の到着が遅れた場合には、その捜査は、開始されない。但し、これは次の場合には、適用されない。

一 捜査が結果として不当に遅延する場合

二 捜査を指揮する決定が第四九条に基づいてなされた場合

第53条 スウェーデン競争庁は、第五一条第一号、第二号および第四号に関する方法を遂行する際には、執行官の助力を求めることができる。

第一七章 通則

第54条 第四五条または第五一条に基づく訴訟は、以下の文書に関するしてはできない。

一 スウェーデン法曹協会会員またはその準会員を証人として尋問する可能性を排除するような内容のもの

の

二 前号の者がその専門家としての秘密保持義務によって守るべき者のために占有または所有する内容のもの

第55条

第四五条に基づいて課された義務または第五一条に基づいて指揮された捜査は、技術的性質を有する企業秘密を開示すべき義務を当然には伴わない。

第56条

本法の下で強制的届出に服する人または企業に、過度の負担を掛けてはならない。

第一八章 罰則

第57条 第二三条、第三四条、第三六条、第四一条または第四

五条に基づく禁止または義務は、罰金を科すことができる。不応諾に対する罰金もまた、第四七条または第四八条の捜査を行う決定についても、事業者またはその他の当事者に捜査に従うことを強制するために、科すことができる。

企業買収と関連してなされた任意の参加は、罰金に服させることができる。この罰金は、スウェーデン競争庁の求めに応じて、ストックホルム裁判所によって科される。

第58条

スウェーデン競争庁は、第三七条に定められた義務に應じるようにするため、罰金を科すことができる。

第59条 本法の規定に基づいて科された罰金の裁定を求め訴

訟は、スウェーデン競争庁によって、地方裁判所または市裁判所に提起されなければならない。企業の申し立てにより科された罰金の場合においては、罰金の裁定を求め訴訟もまた、その企業によって提起されうる。

ストックホルム裁判所は常に本条に基づく事件の審理管轄権を有する。

第十九章 抗告

第60条 抗告は、以下の問題に関し、スウェーデン競争庁のなした決定に対して、ストックホルム裁判所に提起しうる。

一 第八条、第十一条、第十二条、第十四条、第十六条および第一八条に基づく適用除外

二 第二〇条および第二一条に基づくネガティブ・クリアランス

三 第二三条第一項および第二五条に基づく義務

四 第四五条に基づく義務
抗告は、第一号ないし第三号に関する決定に対しては、決定によって影響を受ける企業によってのみなしうる。

第61条 第二九条第二項に基づくスウェーデン競争庁の決定に対する抗告は、その問題に関する競争庁の最終決定に対する抗告とともにのみなしうる。

第62条 本法の規定に基づくスウェーデン競争庁の決定に対す

る抗告は、第六〇条および第六一条で規定された決定以外の決定に対してはなすことができない。

第63条 スtockホルム裁判所の判決および決定に対する抗告は、以下の場合に、市場裁判所に申し立てることができ

一 第二三条第二項および第二五条に基づく義務

二 第二六条に基づく反競争行為課徴金

三 第三二条に基づく差押

四 第三四条、第三六条、第四一条および第四三条に基づく企業買収

五 第四七条および第四八条に基づく捜査

六 第六〇条に基づく抗告の再審査

第二五条、第三二条または第四一条に関する事件の対象とする手続中に発せられた決定に対する抗告は、別個になされなければならない。第三二条または第四一条に基づいて手続以前に発せられた決定に対する抗告は、手続中に発せられた決定に対する抗告と同様になされなければならない。

第二〇章 裁判規定

第64条 本法の規定と抵触しない限り、以下の規定を適用しうる。

一 第六三条第一項第一号ないし第四号に関する事件

に関する訴訟については、裁判外の和解が許されない論争点に関する司法裁判法の規定

二 第六三条第一項第五号および第六号に関する事件の審理については、反集中問題法（一九四六年八〇七）の審理規定

抗告裁判所に関する司法裁判手続法の第四九章、第五〇章および第五二章の規定は、市場裁判所に準用される。

第65条 本法の対象とする問題のために、検察官に関する司法裁判法の規定は、当事者および当事者の不出頭という点で、スウェーデン競争庁に適用される。

第66条 訴訟が延期されない場合の第四一条に基づく事件の審理に関して、その事件が手続の対象である場合に適用される規定は、同条の規定に加えて、適用されうる。但し、競争庁に反対する当事者によって差し出された費用請求は、なされるべき裁定の決定と共に審理されうる。

第67条 訴訟が延期されない場合になされた第四一条に定められた裁定に関する決定は、スウェーデン競争庁が第三八条に基づく特別捜査の遂行を決定しない限り直ちに、あるいは、この決定がすでに発せられた場合には、スウェーデン競争庁が第三九条に基づく訴訟を提起しない限り、取り消すことができる。さらに、スウェーデン競争庁が企業買収に関するいかなる訴訟も提起しないことを決定する場合にも同様である。

第68条 企業買収に関する事件において決定がなされる前に、

買主に反対する当事者に対して、聴取の機会が与えられなければならない。但し、第三四条に関する事件で行われた企業買収についてはこの限りではない。

第69条 第六三条第一項に関する事件は、それが捜査を容易にする場合には、一緒に審理できる。この審理は、第六四条第一項第一号の規定に従って行われなければならない。

施行・移行規定

第1条 本法は、一九九三年七月一日より施行される。

第2条 本法により、競争法（一九八二年七二九）および農業生産物に関する競争制限禁止法（一九九一年九二二）はその効力を失う。

〈若干のコメント〉

一 背景

一九九二年スウェーデン競争法の端緒となったものは、EEA条約である。そして、EEA条約も、ヨーロッパ全体のECからEUへの一連の流れの一つに過ぎない。ECのスタートとなるのは、一九五二年のECSCである。建前的には、ドイツとフランスを和解させ、すべてのヨーロッパ諸国に開かれた機構を作り、ヨーロッパ全体の発展を図る目的で、その後の一九五七年のローマ条約により、EEC・EURATOMと併せての三つの共同体により、いわゆるECなるものが成立する。もっとも、実際には、フランス・ドイツ双方にそれぞれ思惑があったと言われており、また、当初なせイギリスが加盟国でなかったかというところにも、ECの成立の難しさが伺われる。その後、このECの枠組みで発展をしてくるが、ついには、一九八七年の統一欧州議定書で、欧州域内共通市場の成立を目指すことになる。そして、ついには、一九九二年のマーストリヒト条約により、ECからEUへとの方向が示される。ここで、欧州域内共通市場を形成するためどうしても必要なものとして、政治的関係はもちろん、法的ルールの共通性が求められることになる。これがいわゆるEC規則とかEC指令として、各法分野で策定されることになる。さらに、その裁定機関であるEC裁判所も必要となる。そして、それを前提として、加盟各国で、国内法をEC法に整合させるという作業が続けられている。

この当初のEEC加盟国、フランス・西ドイツ・イタリア・オランダ・ベルギー・ルクセンブルクは、インナー・シックスと呼ばれるに對し、EECに對抗して、イギリス主導で作られたのがEFTAであった。イギリス・スウェーデン・ノルウェー・デンマーク・スイス・オーストリア・ポルトガルの七カ国で構成されたので、アウター・セブンと呼ばれる。しかし、EFTAからは次ぎ次ぎとECへと抜けることになり（後に、アイスランドとフィンランドが加盟）、特に主導国のイギリスが脱落したために、ついには、EFTAがECに屈するという形で、EEAが生まれることになった。すなわち、EFTA加盟国がEC規制を受け入れるというかたちで、EC・EFTA全体としての、ヨーロッパ共通市場が成立したことになった。それは、すべての法分野に及び、競争法の分野、日本法的に言えば、独禁法の分野においても、EC法に整合性を有する新しい法律が必要となった。

また、経済的背景を考えると、日本と同じように、株価と地価が急騰し、一九八九年～一九九〇年をピークとして、バブルの崩壊を迎えた。この打開策の検討のために、競争委員会により、自由競争の確保と規制緩和を中心とする具体策が提示された。特に、スウェーデンは多国籍企業を擁し、例えば、ボルボ、サーブ、エリクソンなど、あのノーベルの伝統を受け継ぐ高い技術力を有する企業がたくさんある。フォーチュン誌によれば、世界の製造業ランクでは、世界第六位とされている。福祉国家

スウェーデンというネーミングの陰に、産業国家スウェーデンが隠されているともいえる。例えば、エリクソンについて言えば、世界の携帯自動車電話の約四割がエリクソンのシステムに繋がれているといわれ、人口あたりの携帯電話普及率は世界第一位である。かつて、ボルボの会長が、『スウェーデンがECに加盟しなくとも、ボルボは加盟する』と宣言したことがあるほど、市場の拡大はスウェーデンが不況を克服する必要条件であった。

二 内容

まず、基本的な構造としては、EC競争法の骨格をなすローマ条約八五条・八六条に対応する内容とされている。すなわち、八五条が定める反競争的共同行為の禁止と、八六条が定める支配的地位の濫用の禁止とを柱とする。

反競争的共同行為の禁止は、競争制限の目的ないし結果を有する協定を締結している事業者を対象とする。この禁止は、同一の流通段階にある事業者間の協定のみならず、例えば、メーカーと流通業者との間の協定に対しても適用される。同法は、競争に対して特に有害な共同行為を次のように例示する。すなわち、価格協定、製造・流通に関する制限、市場の分割、および、取引相手を差別する契約条件である。事業者は、反競争的共同行為の禁止からの適用除外を申請することができる。支配的地位の濫用の禁止は、他の事業者ないし消費者へ悪影響を与

える行為に関する。支配的地位は、それ自体は禁止されない。つまり、禁止は、競争を阻害するような地位を利用することに適用される。同法は、競争に対して特に有害な行為の例を規定する。この例としては、不公正な購入・販売価格の強要、製造および市場の制限、取引相手に対する供給拒否、および、その他の差別的行為が含まれる。この禁止からの適用除外は認められない。

中小事業者は、スウェーデン市場における重要な競争的要因である。もちろん、競争政策が中小事業者の潜在的発展能力を奨励すべきことが大切である。

一九九二年競争法で規定された禁止事項の大部分は、小規模事業者に対して特に有害な行為に向けられている。この例としては、同等な取引に対する非類似条件の適用や契約自体とは直接関係のない付随的義務の適用がある。また、これには、競争相手を排除するという目的での廉売や供給者への供給拒否も含まれる。小規模事業者は、大規模事業者との競争を可能とするための共同行為を必要とする。したがって、共同行為に対する禁止は、それが競争に明らかな悪影響を与える場合のみ適用される。小規模事業者間の共同行為は、たいていはこの禁止範囲の外にある。原則として、共同行為は、その市場占有率が約一〇%未満である場合には、反競争的共同行為禁止は適用されない。

事業者が適用除外を手に入れるためには、一定の条件を満足

しなければならぬ。その共同行為に関する協定は、商品の製造・供給を増進させるか、あるいは、技術的ないし経済的進歩を促進させることに貢献しなければならぬ。さらに、消費者ないしその他の最終ユーザーが、結果としての利益の公正な分け前を保障されるものでなければならぬ。また、競争制限行為が、これらの目的を達成するために必要不可欠なものであり、かつ、その市場での競争に関し重大な影響を与えないことが必要とされる。特定の協定は、適用除外のための条件を一般に満足させるので、その場合には、『一括適用除外』の認可によって行われる。これによって、事業者は、前もって必要なものを知ることができる。

とりあえずは、EC競争規則同様、特定化協定、リサーチ・開発協定、排他的供給協定、排他的購入協定、自動車供給・サービス協定、特許実施権協定、ノウハウ実施権協定、および、フランチャイズ協定、保険分野のための一括適用除外において、経験を積むことによって、スウェーデンの更なる分野においても一括適用除外の必要性があることが明らかになるであろう。適用除外に適格である協定のかなりの部分は、一括適用除外によってカバーされる。例えば、小売業におけるチェーン間の一定の種類の共同行為については、小規模事業者のより大きな事業者との効果的な競争を可能とするものとして、一括適用除外とされることとなる。個別的適用除外の場合には、スウェーデン競争庁によって、原則として、三カ月以内の期限で適用除外に

関する決定がなされる。

実際には、事業者の行為が競争法の禁止事項に該当するか否かを、事業者が事前に判断することが困難な場合が多い。競争がかなりの程度で影響を受けたか否か、そして、事業者が支配的地位を有しているか否かというような禁止が適用されるべき重要な要件は、各々の個別的事例における諸条件の検討によってのみ判断されうる。それゆえ、スウェーデン競争庁から、協定や慣行が禁止の対象にならないという『ネガティブ・クリアランス』を手に入れる必要性もある。

スウェーデン競争庁は、課徴金を事業者に科すことができる。これは、反競争行為禁止および支配的地位の濫用の禁止に違反する行為を事業者に効果的に思い止まらせる手段である。課徴金の額は、違反の重大さと期間の長さに従って決定される。課徴金の最高額は、五〇〇万クローネないし年間売上高の一〇％を超えない額の高い方の金額である。スウェーデン競争庁の申し立てに基づきストックホルム裁判所によって裁定される。反競争行為禁止に違反する協定は、無効であり、反競争共同行為および支配的地位の濫用規制に違反した事業者は被害者に対する損害賠償責任を負う。

スウェーデンは、小さなかつ開かれた経済を有しており、競争は、国際化のために、多くの部門でより熾烈になりつつある。しかしながら、いまだに、高度の参入障壁を伴う保護された国内市場が存在する。そうした市場では、企業買収の結果、競争

を阻害しやすい市場支配が生じている。それゆえ、企業買収規制を必要としている。具体的には、企業買収当事者の売上高の総計が四〇億クローネを超える場合には、当該企業買収は、スウェーデン競争庁に報告されなければならない。当該企業買収が長期間に亘って重要なマイナス的影響を与える虞れがある場合には、当該企業買収の禁止という手続がとられることになる。

事業者は、スウェーデン競争庁に対して、競争庁がその事業者を調査するために必要とする資料を提供しなければならぬ。競争庁はまた、コストおよび収益に関する情報を提供するように、地方自治体および地方議会に要求することができる。スウェーデン競争庁は、ストックホルム裁判所の決定に従って、事業者の立ち入り調査を行う権限を有する。そして、必要があれば、執行官の援助を受けることができる。

関係当局および裁判による効果的な監督を有するシステムは、企業の利益と公衆の利益との双方の観点から必要不可欠なものである。

一九九二年六月一日、スウェーデン競争庁は、創設された。その任務は、効果的な競争の障害の除去にある。その機能の内容としては、競争立法の適用、競争を阻害する立法を改正する提案のための準備、公的部門における競争の促進、および、啓発的な情報や意見の提供による公的・私的両分野での競争を指導する態度の促進が挙げられる。

様々な地方行政委員会との関係では、その責務は、当該郡に

おける様々なセクターにおいて国家目標が充足されるよう促進することにある。一九九二年六月一日、この地方行政委員会は、競争に関する機能が与えられた。

司法手続は、特別裁判所を含む二つの司法段階で行われる。ストックホルム裁判所は、反競争行為課徴金および企業買収に関する事件のための第一審裁判所である。スウェーデン競争庁が適用除外、ネガティブ・クリアランスおよび罰金に関して行った決定に対する抗告は、ストックホルム裁判所に提起される。この裁判所の決定に対する控訴は、最終審となる市場裁判所に提起される。

損害賠償、協定の無効および罰金の裁定を含む事件は、通常の裁判所で審理される。しかしながら、ストックホルム裁判所は、常に、損害賠償と罰金の裁定に関する事件を審理する権限を与えられている。

〔付記〕

本翻訳は、当初名古屋弁護士会消費者問題対策特別委員会報告書「ヨーロッパにおける消費者政策」（一九九五年）において掲載されたものであるが、内部資料的報告書であったため、一般に入手が困難という問い合わせが多く寄せられたので、若干のコメントと訂正を加えて掲載することとした。